

こんにちは。

今回も人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えします。

【目次】

1. 健康保険被扶養者認定事務の徹底
2. 10月1日からの最低賃金の引き上げ
3. 9月以降の社会保険料

■社会保険労務士山口事務所：<http://www.ys-office.co.jp/>

1. 健康保険被扶養者認定事務の徹底

厚生労働省から全国健康保険協会(協会けんぽ)および健康保険組合に対して、被扶養者の認定事務に関し、公的証明書等により「身分関係」と「生計維持関係」の確認をするよう通知が出されました。

これにより、従来協会けんぽでは所得税法上の控除対象配偶者や扶養親族であれば被扶養者認定の手続きに確認書類の添付が原則不要でしたが、10月1日以降は確認書類の提出が必要になる可能性があります。

具体的には、下記のような書類です。

「身分関係」

- ・戸籍謄本
- ・続柄の記載のある住民票の写し、等

「生計維持関係」

- ・被扶養者の収入が確認できる書類
- 1. 給与収入がある場合：勤務先の収入証明
- 2. 退職して扶養となる場合：退職証明や雇用保険離職票コピー
- 3. 年金収入がある場合：年金額が確認できる振込通知書等の写し、等

健康保険組合でも、必要な確認書類が見直されるかもしれません。
被扶養者の手続きの際は、事前に注意しましょう。

参考

厚生労働省から全国健康保険協会、健康保険組合への通知
<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T180903S0020.pdf>

被扶養者の認定事務に関するQ&A

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T180903S0030.pdf>

(佐藤)

2. 10月1日からの最低賃金の引き上げ

10月1日を皮切りに、各都道府県で順次最低賃金が引き上げられます。

最低賃金は、時給者はもちろん月給者についても適用されます。月給者については、時給換算額が最低賃金額を上回っているか必ず確認をしておきましょう。

各都道府県の最低賃金額は、以下の最低賃金特設サイトまたは平成30年度地域別最低賃金改定状況で確認することができます。

なお、最低賃金特設サイトでは月給者の時給換算額の求め方等も紹介していますので、この機会に確認をしておきましょう。

最低賃金特設サイト

<https://pc.saiteichingin.info/>

平成30年度地域別最低賃金改定状況

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/minimumichiran/index.html

(岩瀬)

3. 9月以降の社会保険料

9月分の社会保険料より、算定基礎届によって決定した標準報酬月額が適用となります。

社会保険料を当月控除している(社会保険に加入した月に支給する給与から社会保険料の控除を開始している)場合は9月支給分の給与から、翌月控除している(社会保険に加入した月の翌月に支給する給与から社会保険料の控除を開始している)場合は10月支給分の給与から、それぞれ改定後の標準報酬月額が適用されますので、社会保険料を変更するタイミングにご注意ください。

9月に月額変更となる届出を行った方についても算定基礎届と同じタイミングで社会保険料が変更となります。

なお、今年は厚生年金保険料の料率改定はありません。9月分以降も現状と同じ18.3%(会社負担・本人負担それぞれ9.15%)です。

(望月)

9月26日(水)労政時報セミナー
「パワハラ、セクハラ、マタハラの基礎知識と企業の安全配慮義務」
https://www.rosei.jp/seminar/detail.php?item_no=6963

内容に関するお問い合わせは山口事務所まで
社会保険労務士山口事務所
執筆: 望月孝次、佐藤貴之、岩瀬孝嗣
〒150-0002
東京都渋谷区渋谷 3-15-4 渋谷 Monostepビル 5階
TEL: 03-6427-1191 FAX: 03-6427-1192
Homepage: <http://www.ys-office.co.jp>
Facebook: <http://www.facebook.com/ysoffice>
